

会 議 録

件 名	令和３年度 第９回丹波市選挙管理委員会		
日 時	令和３年 12 月 1 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分	場 所	丹波市立氷上住民センター 第 1 小会議室
出席者	矢本正巳委員長、中西邦雄委員長職務代理者、芦田孝紀委員、足立祥子委員 荒木一書記長、田口頼希書記次長、余田憲太書記		
1 開会・・・書記長 2 委員長あいさつ 今年の選管もあと 1 回となった。よろしくお願いします。 3 協議事項 ○議案第36号 令和３年12月定時登録における選挙人名簿に登録及び選挙人名簿から 抹消する者について 《異議なく原案のとおり決定》 ○議案第37号 選挙権を有する者の50分の 1、 3 分の 1 の数について 《異議なく原案のとおり決定》 4 その他 (1) 選挙の記録（衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査） 冊子「選挙の記録」をもとに書記が説明。 <委員> ・選挙の記録の作成は義務か。 <書記> ・義務ではない。平成28年度までは作成していなかった。先進地の事例をみると作成し ていたので、当委員会でも作成することになった。ホームページでも公表している。 (2) 令和３年度兵都連委員長・委員・事務局長研修会の開催について 2月10日に開催される。後日出欠確認の文書を発するので、確認をお願いします。 <委員> ・来年度の定例会の予定を早めに教えてほしい。 <書記> ・定例会の日程を決定し、お知らせする。 (3) 一般質問について <委員長> ・議会から市長・市議会議員選挙の投票率が下がってきていることを受けて、投票率を 上げる施策を検討しているか、また、投票時間の繰り上げを検討できないかとの一般質 問があった。12月7日に議会で答弁する。 <委員> ・投票所に行きにくい方を支援すべきではないかということだと思う。丹波市の状況で 繰上げという考え方は難しい。 <委員>			

- ・国政選挙でも繰上げ可能なのか。

<書記>

- ・繰上げ自体は可能。前は全国で35%が繰上げを実施している。多いように思えるが、特定の県に偏っている。

<委員>

- ・選挙日だけの問題ではない。行く気があれば期日前投票に行っている。

<書記>

- ・早く閉めて早く開票を始めたなら深夜に及ぶことはないという考え方だと思う。
ただ、投票の機会の確保としたら、1人でも繰上げ時間以降に投票に来るようなら開けておくというのが選管側としての考え方。繰上げ投票の多い県でも、県選管は繰上げをしないよう県下の選管に働きかけている。

<委員>

- ・期日前投票の期間は変更可能なのか。

<書記>

- ・可能だが、1箇所は開けておかないといけない。それを氷上だけにすると、なぜ氷上だけ開いているのかという苦情にもなる。合併当初は、すべての期日前投票所を全日開けていた経緯もある。

<委員長>

- ・投票時間を減らすよりは、予算をかけて投票率を上げるほうがよい。

<委員>

- ・間口を広げないと投票率は上がらない。すぐに実行に移せるようなことだけでも考えてはどうか。

<委員長>

- ・全国的には投票率は下がってきている。啓発など従来からのことは実施してきている。それでも投票率が上がらないのは政治にも責任がある。

事務局ではなく、我々選管が考えて、できる、できないを事務局が考えてくれればよい。この4年間で考えていきたい。また、明推協もあの啓発方法で良いのか、一度話し合うほうが良いかもしれない。

選挙にどれだけ関心を持てるかということもある。争点があれば投票率も上がる。

<委員>

- ・無関心な人に無理に投票してもらおうというものでもない。手段の問題ではないと思う。

<書記>

- ・少しずつではあるが、主権者教育など、高校に行かせてもらったり、そういう活動もしている。

<委員>

- ・街頭啓発の際も、選挙に興味になさそうなのを感じた。

<委員>

- ・開票時間がかなり短縮されたことは評価できる。原因は何か。

<書記>

- ・いろいろ理由はあるが、一括点検をはじめたことがある。これまで100票括束した票を立会人にまわし、確認してもらっていたが、立会人が自由に動いて集積台に置いた票を確認してもらえるようにした。他にも職員の意識付けとして、各リーダーに早くから声掛けし、意識を高めてもらったり、読取不能票やイレギュラーな票の対応方法を事前に説明したり、開票立会人への事前説明もより丁寧にするようにした。

国審も次回は必ず改善する。

<委員>

- ・新聞記事になるようなミスもなく良かったと思う。

<委員>

- ・開票立会人が立会中に携帯電話等を使用していたのが気になった。

<書記>

- ・次回の開票立会人説明会ではその点にも触れ、注意するようにしたい。

5 閉 会・・・委員長職務代理者

○ 傍聴人の数・・・0人